

「滋賀県行政手続条例の一部を改正する条例要綱案」に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

1. 県民政策コメントの実施結果

平成26年12月19日(金)～平成27年1月19日(月)までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱(平成12年滋賀県告示第236号)に基づき「滋賀県行政手続条例の一部を改正する条例要綱案」についての意見・情報の募集を行った結果、1名の方から3件の意見・情報が寄せられました。

これらに対する滋賀県の考え方は、次のとおりです。

なお、取りまとめの便宜上、提出された意見・情報は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっております。

2. 提出された意見・情報

3件

3. 県民政策コメントで提出された意見・情報とそれらに対する県の考え方

No.	提出された意見・情報	意見・情報に対する県の考え方
1	<p>新条例第34条(行政指導の中止等の求め)について、第30条第1項では行政指導に従わない旨の表明は特に書面を求めているが、中止を求める場合には書面を求められることとなる。</p> <p>第30条と同様に書面による必要はないと思われるため、第2項について規定を削除すべきであると思われる。</p> <p>〔参考〕条例第30条 (申請に関連する行政指導) 第30条 申請の取下げまたは内容の変更を求める行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を明確に表明し</p>	<p>新条例第34条に基づく申出を受けた県の機関は、第30条とは異なり、必要な調査を行い、申出の対象となった行政指導が法律または条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、その行政指導を中止するなど必要な措置をとらなければなりません。</p> <p>そのためには、申出の対象となる行政指導が具体的に特定され、必要な事実が明示されていなければ、どういった事実についてどのような調査を行わなければならないか等を判断することができないことから、書面による申出を求めているところです。</p>

	<p>たにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。</p> <p>2 略</p>	
2	<p>新条例第36条（処分等の求め）について、緊急の場合や匿名で申出を行う必要がある場合もあるかと思われるので、こういった場合には書面によらずとも対応すべきであると思われる。</p>	<p>新条例第36条は、書面によらない申出には全く対応しないという趣旨ではありませんが、その申出を受けた県の機関は、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、処分等を行わなければなりません。</p> <p>そのためには、必要な事実が明示されていなければ、どういった事実についてどのような調査を行わなければならないか等を判断することができないことから、書面による申出を求めているところです。</p>
3	<p>新条例第36条（処分等の求め）について、申出を行った立場からすれば、その後その案件がどのように処理されたかは関心があるところであるが、条例には申出者に対してお知らせするというような規定がない。</p> <p>申出者に対して処理結果等を通知することを義務付ける規定を設けるべきであると思われる。</p>	<p>新条例第36条の趣旨は、申出を契機として、県の機関の職権発動を促すことにより、広く行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、適正な行政運営を実現することを目的とするものです。</p> <p>ただし、運用上は、申出人の意向も踏まえ、処理結果等を申出人に通知するよう努めてまいります。</p>

滋賀県行政手続条例の一部を改正する条例要綱案

1 改正理由

行政手続法の一部改正に伴い、法令に違反する事実の是正のための処分または行政指導を求めることができる手続等が新設されたこと等から、滋賀県においても、行政手続法が適用されないこととされている処分および行政指導の手続について行政手続法と同様の措置を講ずることとするため、滋賀県行政手続条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 行政指導の方式の改正（第32条第2項）

○行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、県の機関が許認可等をする権限または許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならないものとします。

- ① 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- ② ①の条項に規定する要件
- ③ 当該権限の行使が②の要件に適合する理由

〔趣旨〕

行政指導の手続の透明性を高め、許認可等の権限を濫用した行政指導を防止し、もって行政指導の相手方の権利利益の保護を図ることを目的とします。

(2) 行政指導の中止等の求め（第34条）

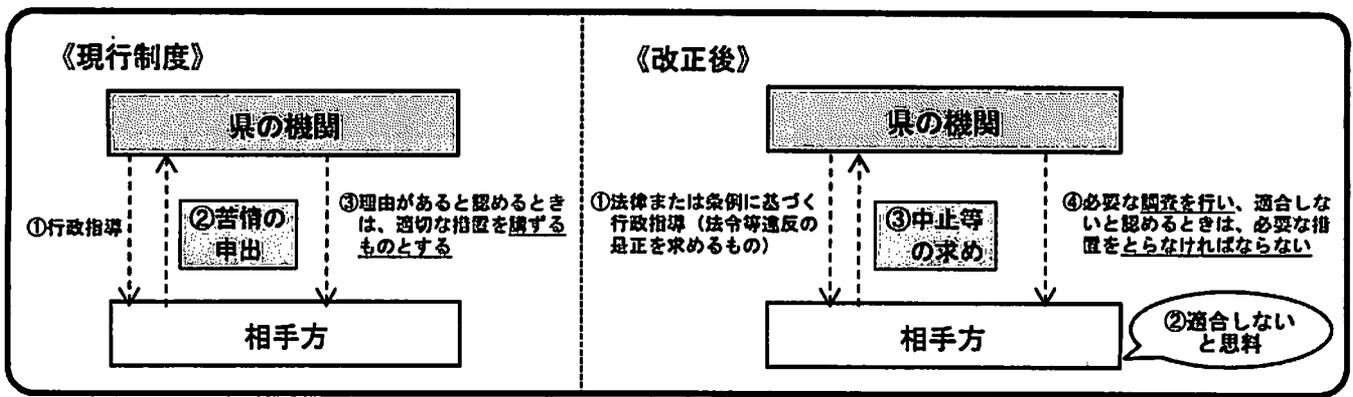
○法令等（法令および法令に基づく県の機関の告示をいう。）に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律または条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律または条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした県の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができるものとします。

○申出を受けた県の機関は、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律または条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならないものとします。

〔趣旨〕

法令等に違反する行為の是正を求める行政指導であって、その根拠が法律または条例に規定されているものについては、当該行政指導の相手方に大きな事実上の不利益が生ずるおそれがあることに鑑み、相手方からの申出を端緒として、当該行政指導をした県の機関が改めて調査を行い、当該行政指導がその要件を定めた法律または条例の規定に違反する場合には、その中止その他必要な措置を講ずることとすることにより、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって当該行政指導の相手方の権利利益の保護を図ることを目的とします。

※現行の「苦情の申出」（県独自規定）については、より具体的で強い義務規定である本条に整理し直すことで充実した救済規定とします。

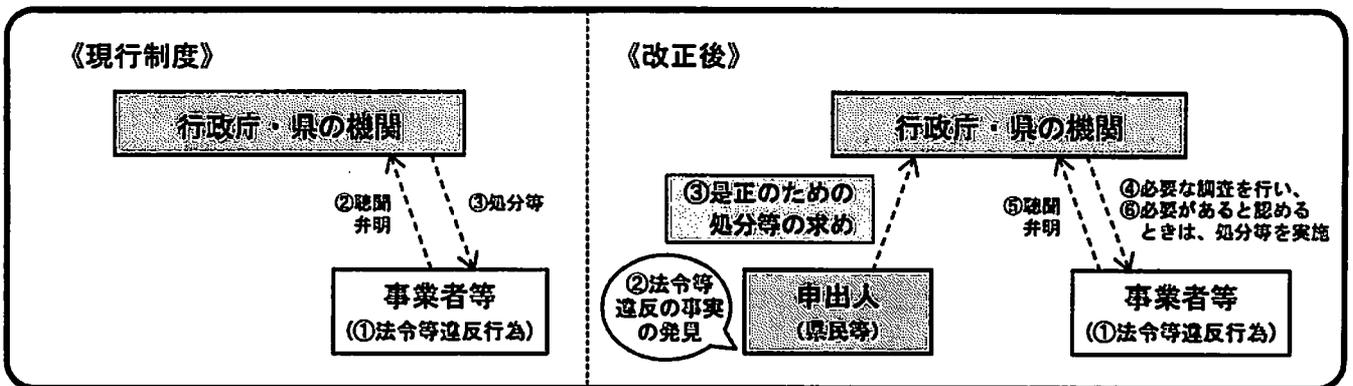


(3) 処分等の求め（第36条）

- 何人も、法令等（法令および法令に基づく県の機関の告示をいう。）に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分（その根拠となる規定が条例等に置かれているものに限る。）または行政指導（その根拠となる規定が法律または条例に置かれているものに限る。）がされていないと史料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁または当該行政指導をする権限を有する県の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分または行政指導をすることを求めることができるものとします。
- 申出を受けた行政庁または県の機関は、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分または行政指導をしなければならないものとします。

〔趣旨〕

処分をする権限を有する行政庁または行政指導をする権限を有する県の機関が、法令等に違反する事実を知る者からの申出を端緒として、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、その是正のための処分または行政指導を行うこととすることにより、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって県民の権利利益の保護に資することを目的とします。



(4) その他

- 施行期日は、平成27年4月1日とします（行政手続法改正の施行日と同日）。
- 関係条例について、所要の改正を行うこととします。